

知っ得! 情報

しまった…と思っても、あきらめないで！
一度契約してしまっても、解除できる制度があります。

クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘など、不意打ち的な勧誘によって、自分の意思がはっきりしないまま契約を結んでしまった場合、消費者が「頭を冷やして考え直す」ために導入された制度です。法律の定めた期間内であれば、無条件（違約金もなし）で契約を解除できます。もし業者が嘘や脅しなどによってクーリング・オフを妨害した場合には、期間が延長されます。

※クーリング・オフができるかどうか、その条件については消費生活センターにお問い合わせください。



なるほど、
そういうもの
があるのですね

クーリング・オフができる取引内容と期間

<p>訪問販売</p> <p>店舗外での訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む)</p> <p>電話勧誘販売</p> <p>電話勧誘による取り引き</p>	<p>特定継続的役務提供</p> <p>エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約</p> <p>訪問購入</p> <p>店舗外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約</p>	<p>8日間</p>
<p>連鎖販売取引</p> <p>いわゆるマルチ商法</p> <p>業務提供誘引販売取引</p> <p>いわゆる内職商法、モニター商法</p>		

クーリング・オフの方法

クーリング・オフを書面で通知

- ①はがきなどの書面に、右図のように「契約を解除する」旨を明記して、支払った金額の返金、商品の引き取りを求めます。
- ②書面は、宛名欄を含めすべてコピーを取っておきます。
- ③書面は「簡易書留」や「特定記録郵便」など、証拠が残る方法で送ります。
- ④書面は販売会社宛に、クレジット契約がある場合には、クレジット会社にも同じ内容を送ります。
- ⑤書面の発送は、必ずクーリング・オフの期間内に行います。
(期間内に相手に届かなくても有効)

返金を受け、商品の引き取りを要求

- ⑥全額返金されたかどうかを確認し、商品は販売会社に引き取りを要求します。
- ⑦すべての書類、書面は最低でも5年間は保管します。



郵便はがき
□□□-□□□□

〇〇〇販売株式会社
代表者様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇市〇〇〇〇町
〇〇〇〇番〇〇〇〇号

契約解除通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇〇
担当者名 〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し商品を引き取り下さい。

契約者 平成〇〇年〇月〇日
住所
氏名 (印)

こんな場合はクーリング・オフできません

- 自分から自宅への訪問を依頼し、契約・購入したもの
- 自動車や自動車リース
- 葬儀、ガス、電気、水道など●使用した消耗品(化粧品、健康食品など)
- 3,000円未満の現金取引
- 訪問購入の場合、自動車(二輪を除く)、大型家電、家具、書籍、CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券など
- 通信販売で購入したもの(ただし、広告に返品制度の有無などが表示されていない場合、商品を受け取った日から8日以内であれば、購入者の送料負担で返品可能)

知っ得! 情報

しまった・・・と思っても、あきらめないで!
一度契約してしまっても、解除できる制度があります。

■継続的な契約は中途解約ができます

下記のサービスで契約総額5万円、期間2ヵ月(エステは1ヵ月)を超えるものは、クーリング・オフ期間経過後も中途解約が可能で、解約料にも上限が定められています。

役務の種類	解約料の上限	
エステティックサービス	サービス利用前	2万円
	サービス利用後	未使用サービス料金の残額の1割か2万円のいずれか低い額
外国語会話教室	サービス利用前	1万5000円
	サービス利用後	未使用サービス料金の残額の2割か5万円のいずれか低い額
学習塾・学習指導	サービス利用前	1万1000円
	サービス利用後	2万円か月謝相当額のいずれか低い額
家庭教師	サービス利用前	2万円
	サービス利用後	5万円か月謝相当額のいずれか低い額
パソコン教室	サービス利用前	1万5000円
	サービス利用後	未使用サービス料金の残額の2割か5万円のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	サービス利用前	1万5000円
	サービス利用後	未使用サービス料金の残額の2割か2万円のいずれか低い額

■クーリング・オフ以外にも契約を解除できる場合があります

契約を取り消せる場合

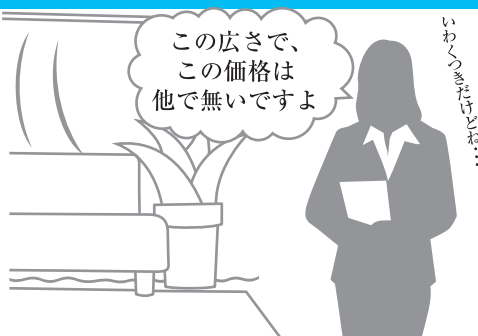
重要事項で嘘をついた。



不確実なことを断定して告げた。



不利益になることを告げなかった。



帰ってくれ帰りたいという意思表示を無視した。

